

自動車等の運転を行わせる事業者及び荷主・元請事業者の皆様へ

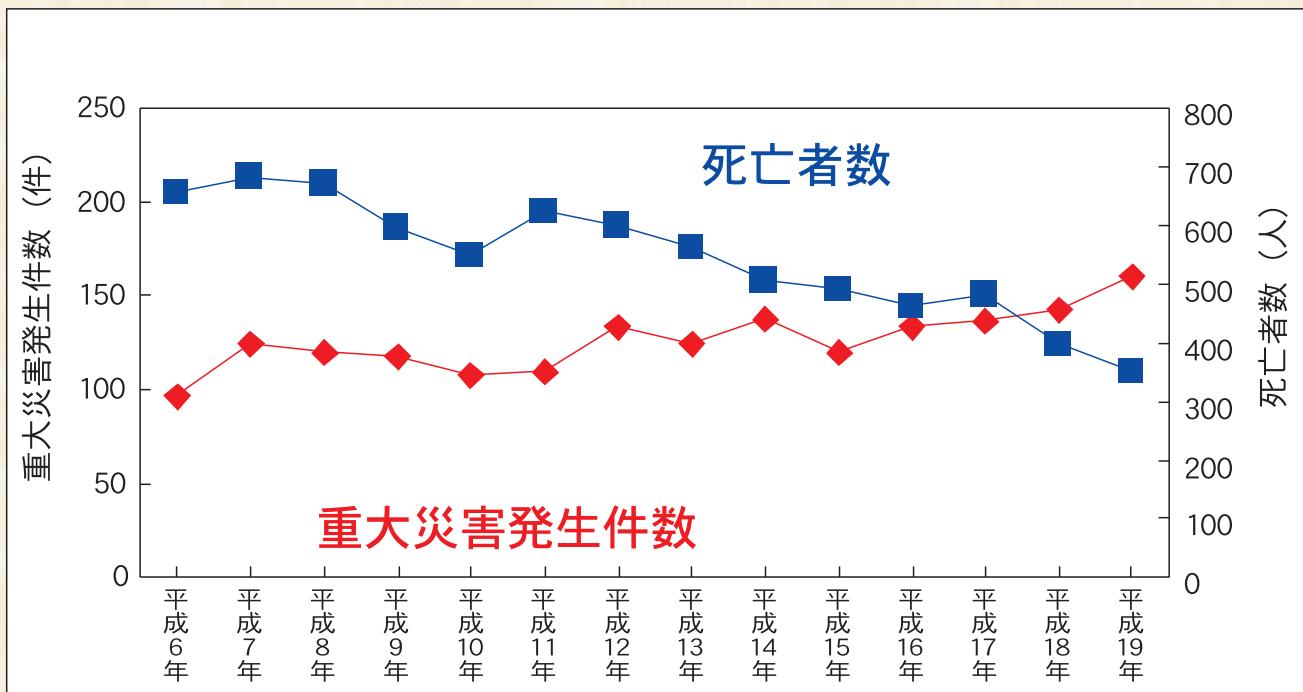
# 「交通労働災害防止のための ガイドライン」が改正されました



交通労働災害は、全死亡災害の約3割を占めるなど労働災害防止上の重要な課題となっています。このため、平成6年に「交通労働災害防止のためのガイドライン」を示し、対策を推進してきたところですが、このたび、専門家による新たな交通労働災害防止対策の検討の結果等を踏まえ、ガイドラインを改正しました。

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

# 交通労働災害の発生状況



交通労働災害による死亡者数は減少傾向にありますが、  
交通労働災害による重大災害※は増加傾向にあります。

※重大災害：一度に3人以上の労働者が被災した災害

## 主な改正点

### 1 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理等の実施→ガイドライン「第3」

- 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施について明記しました。
- 休憩時間を規定するなど走行計画の内容を充実するようにしました。
- 睡眠時間に配慮した点呼の実施及びその結果に基づく措置について規定しました。
- 荷役作業を行わせる場合の運転者の疲労に配慮した措置の実施について規定しました。

### 2 交通労働災害防止のための教育内容の充実→ガイドライン「第4」

- 教育内容に交通労働災害防止のための基礎知識を盛り込みました。

### 3 荷主・元請事業者による配慮等の新設→ガイドライン「第6」

- 適切な運行の確保のため荷主等による配慮について盛り込みました。

### 4 安全衛生管理体制の充実→ガイドライン「第2」「第7」

- 組織的・継続的な労働安全衛生管理の実施について規定しました。
- 長時間労働者に対する医師による面接指導の実施について規定しました。

# ガイドラインの内容

## 第1 目的

### 1 目的

本ガイドラインは、改善基準告示（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年告示第7号））等とあいまって

- ・交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ・適正な労働時間等の管理及び走行管理
- ・教育や健康管理の実施
- ・荷主及び元請による配慮

等の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的としたものです。

### 2 本ガイドラインの対象

本ガイドラインによる対策の対象とする交通労働災害は道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による労働災害です。

### 3 事業者及び運転者の責務

事業者の責務：労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、本ガイドラインを指針として、事業場における交通労働災害対策の積極的な推進を図りましょう。

労働者の責務：自動車等の運転を行う労働者は、交通労働災害防止のため、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する措置に協力し、交通労働災害の防止に努めましょう。

## 第2 交通労働災害防止のための管理体制等

### 1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

交通労働災害防止に関する管理者（安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等）を選任し、役割、責任、権限を定めるとともに、管理者に対し必要な教育を行いましょう。

調査結果によると安全に対する組織の関与が低い場合に交通労働災害等が発生しやすくなります。

### 2 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成、実施、評価、改善

事業場のトップが交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明を行い、その方針に基づき安全衛生目標を設定しましょう。目標を達成するため、労働時間等の管理、教育の実施等を含む安全衛生計画を作成し、その計画の実施、評価及び改善を行いましょう。

### 3 安全委員会等における調査審議

安全委員会等で交通労働災害防止に関する事項について調査審議を行いましょう。

## 第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

### 1 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

- 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等を遵守し、適正な走行計画を作成する等により運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間等の管理及び走行管理を実施しましょう。
- 十分な睡眠時間を確保するために必要なある場合、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保等の措置を実施しましょう。

調査結果によると勤務間の休息時間が8時間未満、拘束時間が13時間超、運転業務時間が9時間以上の場合に交通労働災害等が発生しやすくなります。

### 2 適正な走行計画の作成等

- 次の事項を記載した走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示をしましょう。
  - ①走行の開始・終了の地点及び日時
  - ②拘束時間、運転時間及び休憩時間
  - ③走行に際して注意を要する箇所の位置
  - ④荷役作業の有無及び所要時間
  - ⑤走行経路及び経過地の出発・到着の日時の目安
- 運行記録計(タコグラフ)を活用して乗務状況を把握するとともに、走行計画どおりに走行できなかったときは原因を把握し、次回の走行計画の見直し等をしましょう。

調査結果によると走行計画に休憩時間の定めをした場合には交通労働災害等が発生しにくくなります

### 3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置

#### (1)点呼等の実施

- 乗務を開始させる前に点呼等により、疾病、疲労、飲酒等により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しましょう。
- 乗務開始前24時間の拘束時間が13時間を超える場合、労働者の睡眠時間の状況を確認しましょう。

調査結果によると普段の睡眠時間が5時間未満、勤務前24時間の総睡眠時間が5時間以下である場合、交通労働災害等が発生しやすくなります。

#### (2)点呼等に基づく措置

- 睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる運転者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を実施しましょう。
- 1週間連続して拘束時間が13時間を超える等睡眠不足の累積が認められる者に対しては、必要な休憩時間の確保等の措置を実施しましょう。

睡眠不足が累積した場合、視覚刺激に対する反応ができなくなる回数（ラップス）が増加するという調査結果があります。

## 4 荷役作業を行わせる場合の措置等

- 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。
- 荷役作業の身体負荷を減少させるための適切な荷役用具・設備の備付け等を実施しましょう。
- 荷を積載するときは、最大積載量を超えないこと、偏荷重が生じないようすること等を徹底しましょう



調査結果によると荷役作業を毎回実施する場合、交通労働災害等が発生しやすくなります。

## 第4 教育の実施等

### 1 教育等の実施

#### (1)雇入れ時等の教育

交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の治療、体調の維持等に関する事項等について教育を行いましょう。また、必要に応じ、ベテランの添乗による実地指導を行いましょう。

#### (2)日常の教育

改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、交通事故情報、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要とされる事項、交通安全情報マップ、関係法令改正等について教育を行いましょう。

#### (3)交通危険予知訓練

イラストシート等を用いて潜在的危険性を予知させ、防止対策を立てさせる交通危険予知訓練を実施するようにしましょう。

調査結果によると運転者に対する教育の項目が増加すると交通労働災害等が発生しにくくなります。

### 2 運転者認定制度等

#### (1)運転適性に応じた一定の教育指導を受けたもの、認定試験に合格したもの等に対して運転業務を認める運転者認定制度を導入するようにしましょう。

#### (2)マイクロバス、ワゴン車等で労働者を送迎する際は特に十分な運転技能をもつ者に運転をさせましょう。

## 第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

- 1 ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。
- 2 交通事故情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行いましょう。



調査結果によると意識の高揚のための活動の項目が増加すると交通労働災害等が発生しにくくなります。

## 第6 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、運送事業者と協働して取り組むよう努めましょう。

- 1 荷主・元請の都合による急な貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更等を実施しましょう。
- 3 荷主・元請は改善基準告示等に違反し安全運行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにしましょう。
- 4 荷主・元請は積込・荷卸し作業の遅延により運送業者が予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、荷主の敷地内で待機できるようにしましょう。

調査結果によると荷主からの要求の受容度が高い場合は交通労働災害等が発生しやすくなります。



## 第7 健康管理

### 1 健康診断の実施とその結果に基づく措置

運転者に対して健康診断を確実に実施し、保健指導等を行うとともに、所見が認められた運転者に対しては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき適切な就業上の措置を実施しましょう。

### 2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、面接指導を実施するとともに、必要があると認められるときは労働時間の短縮等適切な措置を実施しましょう。

### 3 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場における健康の保持増進措置の継続的・計画的な実施に努めましょう。

### 4 運転時の疲労回復

運転者に対して、走行経路の途中で適宜ストレッチング等により運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

## 第8 その他

### 1 異常気象等の際の措置

異常気象等の際には必要に応じて、走行の中止、安全な場所での一時待機等適切な指示を行いましょう。

### 2 自動車の点検

走行前の点検等必要な点検を行い、異常を認めた場合には直ちに補修等を行いましょう。

### 3 自動車に装備する安全装置等

自動車に必要な安全装置等を整備するようにしましょう。

# 交通労働災害防止のためのガイドライン

## 第1 目的

### 1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等とあいまって、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的とする。

### 2 本ガイドラインの対象とする交通労働災害

本ガイドラインの対象とする交通労働災害は、道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による労働災害とする。

### 3 事業者及び運転者の責務

労働者に自動車等の運転を行わせる事業者（以下「事業者」という。）は、本ガイドラインを指針として、事業場における交通労働災害防止対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。

自動車等の運転を行う労働者（以下「運転者」という。）は、交通労働災害を防止するため、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。

## 第2 交通労働災害防止のための管理体制等

### 1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、交通労働災害防止に係る安全衛生計画の実施等、交通労働災害防止のための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

(1) 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関係する管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定め、それらを労働者に周知すること。  
(2) 選任された管理者に対し、必要な教育を実施すること。

### 2 交通労働災害防止に係る方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

事業者は、交通労働災害防止対策を組織的に実施するため、次の事項を実施すること。

(1) 事業場全体の安全意識を高めるため、事業場の事業を統括管理する者は、交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明を行うとともに、労働者に周知すること。  
(2) 事業者は、安全衛生方針に基づき、交通労働災害防止に関する事項を含む安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、労働者に周知すること。  
(3) 事業者は、安全衛生目標を達成するため、一定の期間を限り、次に掲げる交通労働災害防止に関する事項を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計画を適切に実施、評価、改善すること。  
ア 適正な労働時間等の管理及び走行管理等に関する事項  
イ 教育の実施等に関する事項  
ウ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項  
エ 健康管理に関する事項

### 3 安全委員会等における調査審議

安全委員会等（安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等をいう。以下同じ。）において、交通労働災害の防止に関する事項について調査審議すること。

また、安全委員会等の中に交通労働災害防止部会を設置する等により、交通労働災害の防止について、重点的に取り組むことが望ましい。

## 第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

### 1 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施

事業者は、疲労等による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等を遵守し、無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画を作成すること等により、自動車（四輪以上に限る。）の運転業務に主として従事している労働者（以下、「運転業務従事者」という。）の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行うこと。

また、事業者は、走行開始又は終了の地点と運転業務従事者の自宅の間の移動に要する時間等の状況を考慮し、十分な睡眠時間を確保するために必要のある場合は、より短い拘束時間（労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計をいう。以下同じ。）の設定、宿泊施設の確保等の必要な措置を講じること。

### 2 適正な走行計画の作成等

#### (1) 走行計画の作成及び指示

事業者は、運転業務従事者が乗務を開始する前に、上記1に従い、次に掲げる事項を記載した適正な走行計画を作成するとともに、当該運転業務従事者に対し、適切な指示を行うこと。

なお、事業者は、走行中に作成された走行計画に記載されている事項に変更を行う必要が生じた場合、改善基準告示等を遵守しつ

つ、必要な変更を行うこと。

ア 走行の開始及び終了の地点及び日時

イ 拘束時間、運転時間及び休憩時間

ウ 走行に際して注意を要する箇所の位置

エ 荷役作業の内容及び所要時間（荷役作業がある場合に限る。）

オ 走行の経路並びに主な経過地における出発及び到着の日時の目安（戸別配送先に対する貨物運送等、配送先が多数であり、かつ毎回異なる貨物運送（以下「戸別配送」という。）、ハイヤー・タクシー等、走行経路を特定することが困難な業態にあっては、記載しないこととして差し支えない。）

また、早朝時間帯に交通事故による死亡災害が多発していることを踏まえ、走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施するよう努めること。

### (2) 走行経路の決定等

事業者は、道路地図、過去の走行記録、各種道路情報提供機関からの道路情報等を収集し、適切な走行経路を決定すること。

事業者は、運転に際して注意を要する箇所の位置、制限速度等交通規制、休憩・仮眠・食事・給油等の場所等を地図等に盛り込んだ「交通安全情報マップ」を作成し、これら情報を適切に伝達するよう努めること。

### (3) 乗務状況の把握

事業者は、適切な走行管理を行うため、常に運転業務従事者の乗務の状況を把握すること。乗務状況の把握にあたっては、乗務の状況の正確な把握、運転業務従事者の負担軽減のため、運行記録計（タコグラフ）を使用することが望ましいこと。

なお、デジタル式運行記録計（デジタル・タコグラフ）を備えた自動車を使用する場合は、その記録を安全運転指導等に活用することが望ましいこと。

### (4) 走行計画どおりに走行できなかった場合の措置

事業者は、走行終了後に走行計画どおり走行できなかったことを把握した場合、運転業務従事者からの聴取、タコグラフの記録の解析等により、その原因を把握し、次回以降の走行計画の見直し等を行うとともに、必要に応じ、運転業務従事者の疲労回復に配慮すること。

## 3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置

### (1) 点呼等の実施

事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことがおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。

また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。

なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。

### (2) 点呼等に基づく措置

事業者は、走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じること。

また、1週間連続して1日あたりの拘束時間が13時間を超える等による睡眠不足の累積等安全な運転に支障があるおそれがあると認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定する等の措置を講じること。

## 4 荷役作業を行わせる場合の措置等

### (1) 荷役作業を行わせる場合の措置

事業者は、事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者に実施させる場合にあっては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保すること。

事業者は、事前に予定していない荷役作業を運転者に行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のため、走行計画の変更を行うこと。

荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備え付け又はフォークリフト等の荷役機械の使用に努めるとともに、安全な荷役作業方法についての教育を行うこと。

### (2) 荷の適正な積載

事業者は、貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、特に次の事項を徹底すること。

ア 最大積載量を超えないこと。

イ 偏荷重が生じないように積載すること。

ウ 荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等の措置を講ずること。

なお、上記の事項については、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第151条の10及び第151条の66に規定されているので留意すること。

## 第4 教育の実施等

### 1 教育等の実施

- (1) 雇入れ時等の教育  
事業者は、新規雇入れ運転者に対して労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第59条第1項及び第2項の規定により行う雇入れ時教育及び作業内容変更時教育において、次に掲げる事項を含む教育を行うとともに、必要に応じて、安全運転の知識及び経験が豊富な運転者が添乗することにより、実地に指導を行うこと。  
ア 交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等の運転者が遵守すべき事項  
イ 改善基準告示等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項
- (2) 日常の教育  
事業者は、運転者に対して、運転者の安全な運転を確保するため、次に掲げる事項についての教育の実施又は関係団体が実施する講習会への参加等により、運転者に交通労働災害防止に関する知識を付与すること。  
ア 改善基準告示等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項  
イ 警察等からの交通事故発生情報、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）、デジタル式運行記録計の記録、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要な情報に関する事項  
ウ イの情報に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップに関する事項  
エ 交通労働災害に関する法令等の改正等に関する行政機関からの情報
- (3) 交通危険予知訓練  
事業者は、運転者に対して、実際の運転場面を想定したイラストシート、写真等を用いて、運転者に、交通労働災害の潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を継続的に行なうことが望ましいこと。
- 2 運転者認定制度等
- (1) 運転者認定制度  
事業者は、使用する自動車等の運転に必要な資格を有する者たち、運転適性に応じた一定の教育指導を受けたもの、認定試験に合格したもの等に対して運転業務を認める運転者認定制度を導入することが望ましいこと。  
なお、教育指導、認定試験の内容等については、各事業場の実状に応じて定めること。
- (2) 労働者の送迎の際の運転者の指名  
マイクロバス、ワゴン車等の自動車によって、労働者を送迎する場合、事業者は、使用する自動車の運転に必要な資格を有する者たちから特に十分に技能を有する適格者を指名すること。  
また、自動車の運転以外の勤務の終了後に労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するため、自動車の運転以外の勤務の軽減等について配慮すること。
- 第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等
- 1 交通労働災害防止に対する意識の高揚  
事業者は、ポスター又は標語の募集及び掲示、交通労働災害の現場写真の掲示、表彰制度の設立、優良運転者の公表、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ること。
- 2 交通安全情報マップの作成  
事業者は、警察等からの交通事故発生情報、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行うことにより、運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図ること。
- 第6 荷主・元請事業者による配慮等  
荷主及び運送業の元請の事業者は、次に掲げる事項等、交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、実際に荷を運搬する事業者と協働して取り組むよう努めること。
- 1 荷主・元請事業者の事情により走行開始の直前に運送する貨物の增量
- を行う必要が生じた場合、荷主・元請事業者は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者に協力すること。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行うこと。また、到着時間が遅延した結果として、荷主・元請事業者が実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないようにすること。
- 3 荷主・元請事業者は、実際に荷を運搬する事業者に対して、改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。また、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保すること。なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。
- 4 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。

## 第7 健康管理

### 1 健康診断

#### (1) 健康診断の実施

運転者に対し、健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握したうえで、保健指導等を行うこと。  
なお、安衛法第66条の規定により、雇入れ時及び1年以内ごとに1回、定期に健康診断を行うことが義務付けられており、特に、深夜業を含む業務等に従事する運転者に対しては、6箇月以内ごとに1回、定期に健康診断を行うことが義務付けられているので留意すること。

#### (2) 健康診断の結果に基づく措置

健康診断等で所見が認められた運転者に対しては、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に基づき、適切な就業上の措置を講じること。

#### 2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、安衛法第66条の8又は第66条の9の規定に基づき面接指導等を行うとともに、必要があると認められるときは、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずること。

#### 3 心身両面にわたる健康の保持増進

運転者の心身両面にわたる健康の保持増進を図るために、事業場における健康の保持増進措置を継続的かつ計画的に講じるように努めること。

#### 4 運転時の疲労回復

運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、運転者に対して、走行経路の途中において、適宜、肩、腕及び腰部のストレッチング、体操等により、運転時の疲労回復に努めるよう指導を行うこと。

## 第8 その他

### 1 異常気象等の際の措置

異常な気象、天災等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るために、運転者に対する必要な指示を行うこと。

また、異常な気象、天災等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めるとともに、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行なうこと。この場合、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。

#### 2 自動車の点検

事業者は、自動車等の安全を確保するため、走行前に走行自動車等の点検等必要な点検を実施し、当該点検により異常を認めた場合は、直ちに補修その他必要な措置を講ずること。

なお、貨物自動車を使用する場合の走行前点検及び事後措置については、安衛則第151条の75及び第151条の76に規定されているので留意すること。

#### 3 自動車に装備する安全装置等

事業者は、交通労働災害を未然に防止し、又は災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自動車に必要な安全装置等を整備することが望ましい。

また、応急修理等に必要な備品等を備えておくこと。

このリーフレットに関するご質問等につきましては、  
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。